

# ハンディサーチの人体・電子機器に与える影響について

日本無線株式会社 通信機器営業部  
株式会社計測技術サービス

電波の人体への影響に関して、総務省は、平成2年6月25日に電気通信技術審議会から諮問第38号「電波利用における人体の防護指針」について答申を受けています。本答申では、人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針値等（電波防護指針）が示されています。

日本無線株式会社製作のコンクリート内部探査器ハンディサーチ(NJJ-200)は、離隔距離＝0cmにおいて人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針値を下回っており、電波防護指針を満たしております。

日本における電波を送る機器の運用は、電波法により規定され、原則として免許を要し、それらの機器の運用が他機器に影響を与えないよう配慮されています。その中で、下記に示すような発射する電波が著しく微弱な無線局(微弱無線局)については免許不要で運用が認められています。

## 発射する電波が著しく微弱な無線局

周波数帯	3mの距離における電界強度の許容値
322MHz以下	毎メートル500 $\mu$ V以下
322MHzを超え10GHz以下	毎メートル 35 $\mu$ V以下

日本無線株式会社製作のコンクリート内部探査器ハンディサーチ(NJJ-200)は、実使用状態で微弱無線局の電界強度許容値を満たすよう設計されています。